

東京都子供・子育て会議  
全体会議（第15回）  
計画策定・推進部会（第16回）  
議事録

日時 令和元年8月9日（金）14時00分～16時06分

場所 都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

次第

1 開会

2 報告事項

○第15回計画策定・推進部会における主な意見について

○東京都子供・子育て支援総合計画の進捗状況について

3 検討事項

○第二期東京都子供・子育て支援事業支援計画 取組事項の具体的検討について

・乳幼児期の教育・保育、就学前教育と小学校教育との連携

4 閉会

出席委員

柏女会長、松原副会長、河邊副会長、安念委員、内野委員、川上委員、  
河村委員、菊池委員、城所委員、糸原委員、小山委員、齊藤委員、市東委員、  
篠原委員、田中委員、福元委員、松原委員、矢島委員、山内委員、横山委員、  
吉岡委員、吉田委員

オブザーバー

土橋氏、吉田氏

配付資料

資料1 東京都子供・子育て会議 委員名簿

資料2 東京都出席者名簿

資料3 第15回計画策定・推進部会における主な意見について

資料4 「東京都子供・子育て支援総合計画（中間見直し版）」において目  
標を掲げている取組の進捗状況一覧（平成30年度末）

資料5 都内の保育サービスの状況について

資料6-1 東京都における主な保育関連事業の実施状況

資料6-2 東京都における主な保育関連事業の概要

資料7 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関  
係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）の概要

資料8 就学前教育の充実に向けた都教育委員会の取組

資料9 東京の私立幼稚園

資料 10 計画策定スケジュール

委員提出資料

参考資料 1 「東京都子供・子育て支援総合計画（中間見直し版）」において目標を掲げている取組の進捗状況一覧（平成 30 年度末）

参考資料 2 「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

開 会

午後 2 時 0 0 分

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、会議を開催したいと思うのですが、会長であります柏女会長から、今日、少し遅れまして、松原副会長に最初の進行をお願いするということでお話を伺っておりますので、ただいまから第 15 回「東京都子供・子育て会議」及び第 16 回「計画策定・推進部会」の合同会議を開催いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

資料の 1 枚目、次第に配付資料の一覧を記載してございます。資料 1 から資料 10 及び委員提出資料並びに参考資料 1、参考資料 2 を御用意しております。また、常用の参考資料としまして、青色のパイプファイルと現計画の冊子を置かせていただいております。もし、資料の不足等ございましたら、お気づきの時点で構いませんので、挙手にてお知らせいただければと思います。

次に、資料 1 によりまして、新しい委員 5 名の方を御紹介させていただきます。

まず、成澤委員にかわりまして、青木委員に御就任いただいておりますが、本日は所用により御欠席の御連絡をいただいております。

須藤委員にかわりまして、田中委員に御就任をいただいております。

清原委員にかわりまして、松原俊雄委員に御就任いただいております。

○松原（俊）委員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 正木専門委員にかわりまして、川上専門委員に御就任いただいております。

○川上委員 川上です。よろしくお願いいたします。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 加藤専門委員にかわり、横山専門委員に御就任いただいております。よろしくお願いいたします。

○横山委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日の出席状況でございますけれども、全体会議委員 29 名中 22 名の方から御出席の御連絡をいただいております。現時点で定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

次に、東京都の事務局でございますが、こちらにつきましては、資料 2 の名簿をもちまして、紹介とさせていただきます。

この会議は公開であり、配付資料、議事録につきましては、後日、東京都のホームページで公開されることを申し添えます。御発言の際は、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。

それでは、この後の議事進行は、柏女会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願  
いいたします。

○柏女会長 こんにちは。

都庁には15分ぐらい前には着いていたのですけれども、なかなか入れなくて、すみ  
ません。少し遅れてしまいまして申し訳ございませんでした。

今日は、本当にお暑い中、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます  
た。

部会が2回開かれて、その間、1回に私は出席することができませんでしたけれども、  
今日は合同会議という形になりますので、どうぞよろしくお願いたします。

初めに、オブザーバー参加について、皆様にお諮りをさせていただきます。

東京都民間保育園協会の今野委員が御欠席ということで、同協会副事務局長の土橋さ  
ん。また、富士通エフサス労働組合の星委員が御欠席ということで、連合東京政策局副  
部長の吉田さんのオブザーバー参加ということですのでけれども、御承認をいただいてよろ  
しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柏女会長 よろしいでしょうか。ちょうど今日は、保育関係が議題にも入っております  
ので、どうぞオブザーバーの方でも聞いているだけということではありませんので、御  
発言もいただいて構いませんので、よろしくお願したいと思います。

それでは、今日は、報告事項と検討事項がございます。検討事項に多く時間をとれる  
ように、毎回のとおり、進めていきたいと思います。

次第に沿って、報告事項から進めていきたいと思います。前回の計画策定・推進部会  
での主な意見と、前回の部会で保留にさせていただいていた質問への回答及び現計画の  
進捗状況、これは、平成30年度までの実績になりますが、それについて、報告をさせ  
ていただきます。

では、事務局のほうから、説明をお願いいたします。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 では、説明をさせていた  
きます。資料3をお手元に御準備をお願いいたします。

資料3ですけれども、前回の部会でいただいた主な意見を記載した資料でございます。  
前回は、母子保健施策等についてと、地域の子供・子育て支援についてという2つの分  
野について、さまざまな御意見をいただいたところです。いただいた御意見を踏まえ、  
計画の改定を進めていきたいと考えております。

また、先ほどお話にもございましたけれども、前回、あわせて御質問もいただいてお  
りましたが、持ち越しとなった部分につきまして、各所管の課長から回答を申し上げま  
すので、お願いいたします。

○佐瀬福祉保健局少子社会対策部事業推進担当課長 事業推進担当課長の佐瀬でございま  
す。

前回、5歳児健診をやっている自治体がわかっただらば、そのメリット、デメリットについてお知らせいただきたいというお問い合わせをいただいております。

私どもで、5歳児期に健診等の取り組みをされている自治体、12自治体の把握がございまして、それぞれに実施してよかった点や課題について、お聞きしました。8つの自治体から御回答をいただきまして、それぞれの点について、幾つか御紹介させていただきます。

実施してよかった点ですが、相談につながれば、就学や療育に関する情報提供ができ、保護者も準備ができる。また、5歳は集団に所属しているので、支援につなげやすい。また、保育園で実施することで、園と保護者が共通の対応が可能となるといったような御意見がございました。

一方、課題といたしましては、相談につながったケースは3歳児健診でも相談につながったケースがほとんどで、新たなケースがなかったということや、一対一の健診場面だと、問題行動が顕著にならず、保護者の問題意識が低下してしまう場合がある。療育が必要な場合に、医療機関の予約が取りづらく、早期受診が難しい面があるといったような回答が寄せられました。

以上でございます。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 次に、前回、安念委員から、都型学童ではない支援員の人件費等は、都型学童とどのくらい違うのかという御質問をいただいております。

お答えいたしますと、まず、国の子供・子育て支援交付金の学童に関する交付額の内訳で、人件費相当がどのくらいかというところは出ておらず、不明なところでございます。

ただ、都型学童クラブ事業につきましては、常勤職員の配置や平日午後7時以降の開所といった要件を満たしたクラブに係る経費といたしまして、国の交付金に上乗せをする形で補助をしております。平成30年度の交付決定額ベースで見ますと、1クラブ当たり、平均で約272万円を都として補助してございまして、区市町村負担分と合わせますと、544万円程度が上乗せされている状況でございます。ただ、この中で、各クラブにおいて、人件費に充当した金額について把握している状況ではございません。

なお、都型学童クラブの事業の補助額を算定するに当たって総事業費の約6割を人件費として東京としては積算をしております。常勤1人、非常勤1人の計2名で1000万ぐらいという状況でございます。

以上でございます。

○柏女会長 質問への回答は以上でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この説明されたことについて、御質問があれば、挙手をお願いしたいと思います。御質問された方も含めてよろしいでしょうか。

では、ないようであれば、次に、現計画事業の進捗状況について御説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 では、資料4をお手元に御準備をお願いいたします。A4横でつづつあるホチキスどめになっている資料でございます。

資料4ですけれども、「『東京都子供・子育て支援総合計画（中間見直し版）』において目標を掲げている取組の進捗状況の一覧表」となっております。平成30年度末時点での実績を記載したものとなっております。

前回いただいた御意見も踏まえまして、一番右の列、上段が実績の速報値となっておりますけれども、その下の段に都の30年度の決算見込額を記載しております。また、真ん中あたりの列に国、都、区市町村の負担割合を掲載しております。ただ、負担割合につきましては、厳密に表記しようとするすと大変煩雑な記載になってしまうために、国、都、区市町村が総事業費をどれくらいの割合で負担し合っているかという大まかな目安として御参照いただくということでお願いいたします。

なお、本資料につきましては、30年度末実績のみの記載となっておりますけれども、後ろのほうに添付してございます参考資料1で現行計画の初年度、平成27年度からの実績を記載したものを付けておりますので、もし、経年変化を御参照いただきたいという場合には、こちらの資料を御覧いただければと思います。

時間の関係もございますので、資料4の中から幾つか項目をピックアップして説明させていただきます。

まず、事業ナンバーの5、出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）でございます。30年度末時点で43区市町村が実施しております。計画初年度の平成27年度には、実施数13区市町村でございましたので、それと比較しますと、この計画期間中にかなり実施する自治体が増えたと言えます。

3ページ、ナンバー71の保育サービスの拡充でございます。この項目については、中間の見直しにおいて目標値を更新しております。平成31年4月現在の保育サービスの利用児童数が30万9176人、平成29年4月と比較しますと、約3万1500人の増となっております。そのほかの保育事業の実績につきましては、この後、検討事項の説明資料にも出てまいりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

また、5ページのナンバー163、164の学童クラブについても、中間の見直しで目標値を更新した項目でございますけれども、現時点では、30年度の実績が把握できていないため、確定値の御報告の際に改めて実績としてお示しできればと思います。参考までに29年度の実績ベースでは、約1万6500人の増となっております。

また、8ページのナンバー237から9ページの239までですけれども、こちらの事業は中間の見直しで追加した新規項目で、今回、初めて実績を掲載したのとなっております。保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、25区市で実施。主

に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置については、30区市。主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置については、31区市となっております。

資料4の説明は以上とさせていただきますが、参考資料の2つ目のほうに、かなり分厚い資料がついているかと思えます。こちらは目標設定をしていない事業も含めまして、計画に記載の主な事業の実績をまとめた一覧表となっております。こちらについては、この場での説明は省略いたしますけれども、後日また、御確認をいただければと思います。

簡単ではございますが、資料の説明は以上とさせていただきます。

○柏女会長 事務局から主な事業の実績についての説明がありました。

委員の皆様のお意見、御質問を頂戴できればと思います。

もしも、たくさん御質問があるようでしたら、回答のほうは事務局から一括して行っていこうと思っております。何かございましたら、どうぞお手をお挙げください。

よろしいですか。特にございませんでしょうか。

もしそうでしたら、検討事項に入っていきたいと思えます。検討事項に入る中で、今回の実績についての御質問も合わせて出てくるかと思えますので、そのようにさせていただきますかと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

検討事項に入りたいと思えます。今日は、乳幼児期の教育・保育、就学前保育と学校教育との連携の部分についての協議という形になります。

前回、部会の2回で全体の理念ですとか、子育て支援等々についての部会での御議論もいただきました。本来ならばこの全体会でその情報を共有しながら進めていくという形が望ましいのだと思えますけれども、部会のメンバーがかなりの人数を占めておりますので、そういう意味では、部会の中で上がった意見については、随時計画に反映をさせていただくという形にさせていただきますかと思えます。そこで、今日は保育の議論を中心に進めていくという形にさせていただきますかと思えます。

ただ、保育についても、量の見込みと確保策については、区市町村の積み上げがまだ出てきていないようですので、そこについては、少し先になるかなと思えます。事務局の御説明でもそのようなことがあるかと思えますけれども、そんな状況の中での御意見、御検討ということをお承りいただきたいと思えます。

それでは、関係資料が用意されておりますので、事務局のほうから御説明をお願いし、その後、御議論をいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 保育支援課長の木村です。

資料5をお手元に御用意ください。都内の保育サービスの状況についてでございます。

こちらの資料は7月29日にプレス発表した資料でございます。平成31年4月1日現在の保育サービス利用児童数は1万5409人ふえまして、30万9176人となっ

てございます。待機児童数は昨年に比べ、区部で1,315人、市町村部で409人、全体で1,724人減りまして、3,690人となっております。

下のほうの、区市町村別の状況のところを御覧ください。それぞれ記載してありますが、保育サービスの利用児童数の増加が大きかった区市町村については、1番目が杉並区、2番目が大田区、3番目が世田谷区で、それぞれ認可保育所等を積極的に整備しているというようなところと、申し込み児童数がかかなり増えているという状況で、利用児童数が増えているという状況でございます。

一方、待機児童数が多い区市町村として、世田谷区、中央区、調布市となっております。人口が減っている中でも申し込みが増えたり、それぞれの事情の中で増えているところでございます。

また、待機児童数の増加が大きい区市町村として、東村山市、北区、東大和市。待機児童数の減少が大きい区市町村として、江戸川区、目黒区、大田区となっております。

次のページを御覧ください。保育サービス利用児童数の状況ですけれども、一番下の太囲みのところが、平成31年4月の状況でございます。認可保育所につきましては、1万5143人分増えまして、26万9627人になってございます。

一方で、認証保育所につきましては1,672人減ってございまして、1万6218人になってございます。右側の合計を見ていただきますと、全体で1万5409人増えているという状況です。利用率につきましては、昨年より2.4%上がって、48.2%となっております。

下のところ、保育所等の設置状況でございますが、平成31年、認可保育所につきましては、255カ所増えてございます。一方で認証保育所につきましては、35カ所減っている状況でございます。

次のページを御覧ください。保育所等利用児童数等の状況でございます。待機児童数の推移でございますが、各年齢別に見るとゼロ歳から2歳のところが9割を超えているというところで、1歳児の割合が高まっているというものが状況でございます。今年度31年度は、1歳児2,214人ですが、6割を1歳児が占めているという状況でございます。

その下のところですが、保育所等利用申込率の推移でございます。今回、初めて就学前人口が減りました。平成30年から31年で減ってございます。一方で、利用申込数については、増えているという状況でございます。利用率については、48.2%で2.4%増えているという状況でございます。

待機児童の保護者の状況でございますが、常勤で就労中の方の割合が57.0%で昨年は60%でございましたので、この割合が下がっているという状況でございます。

裏面を御覧ください。各区市町村別の状況でございます。

中段、江戸川区から上のところが区部で下が市町村部になっています。下のほうの一番右の増減を見ていただきますと、就学前人口が減っている、△がついている割合が、

やはり市町村部がかなり多いという状況が見てとれます。一方で、待機児童数が減っているところが多いのは、やはり区部のほうが多いということが見てとれるところでございます。

資料5の説明については、以上でございます。

次に、資料6-1を御用意ください。

それぞれ、区市町村、事業所の皆様が現場で保育サービスの充実、質の拡充に向けて取り組んでいるところでございますけれども、そういったものを都としても支援していくというところで、3つの柱で事業を実施してございます。保育所等の整備促進、人材の確保・定着の支援、利用者支援の充実という3つの柱で実施してございます。

この柱ごとに事業を整理して、重立ったものを載せたものがこの資料6-1の資料でございます。幾つかピックアップして御紹介したいと思います。

まず、第一の柱の1番目、待機児童解消区市町村支援事業でございます。こちらは、国の整備費補助に、東京都が継ぎ足しで補助をしまして、事業者、区市町村の負担を減らしてサービスの充実に取り組んでいただくことを推し進めている事業でございます。それぞれ右側のところに実施している区市の数、平成30年度の決算、今年度の予算を載せてございます。かなり御利用いただいております、平成30年度決算は予算に対して、95.4%の執行率だったということでございます。

2番目、保育所等賃借料補助事業でございますが、こちらも国の事業に対して、都が継ぎ足しで実施してございまして、例えば、国の補助要件として賃借料加算、公定価格で加算が出るのですが、それが賃借料加算の3倍以上ではないと補助対象にならないところを、そこに満たないところも補助をしたり、認証保育所の賃借料に対しても補助をしたりということを実施しているものでございます。こちらのほうも御活用いただきまして、平成30年度は757施設を使っているところでございます。

次に第二の柱、人材確保・定着についてでございます。

保育士等キャリアアップ補助は都の単独事業で実施してございまして、事業所が保育士等の職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業所を支援するというものでございます。

人件費、または賃金改善に当てていただく費用を補助していくというもので、各事業所さんがキャリアパス要件を設定したり、第三者評価で3年ごとに受審したり、情報公開で財務状況の情報、モデル賃金を公開することに対して補助をしていくというものでございます。こちらの利用実績は、右側に記載のとおり、ほぼ8割から9割の保育所が既に御活用いただいているというものでございます。

次に、おめぐりいただきまして、保育士等キャリアアップ研修支援事業でございます。こちらにつきましては国の処遇改善加算の要件になっている研修でございまして、2022年から加算の要件になっていく予定でございます。かなり受講希望が多いという研修でございまして、都としては研修実施機関が受講者の受講料を無償にすることを条件

に、実施に対して補助をするというものでございます。

こちらのほうもかなり使われているもので、もともと国2分の1、区市町村2分の1のところを都が継ぎ足し補助をすることで実施を促進しているというものでございます。

次に7番目の保育従事者職員宿舍借り上げ支援事業でございます。これはもともと国の事業で平成25年にスタートしたもので、平成26年から都が継ぎ足し補助を実施して、区市町村、事業者さんの負担を軽減しつつ実施しているというところと、対象を広げて、保育士だけではなくて保育従事者にも広げて実施しているところでございます。

右側のところを見ていただきますと、平成28年3、605戸だったのが、平成30年では1万4、876の借り上げを実施しているというところでございます。

次に、おめくりいただきまして、第三の柱の利用者支援の充実を御覧ください。

まず、一時預かり事業でございます。こちらは国の事業で一時預かり事業として実施しているのですけれども、都として単価に加算をして実施していくことを推し進めているということで、平成29年、30年と施設数を増やし、サービスの充実に努めているところでございます。

12番は、認証保育所事業なのですけれども、施設数につきましては、多摩の分だけが記載されてございます。施設数のところの下に書いてあるとおり、区部については、財調で予算措置をしているというところで、ここについては、多摩地域のみ。多摩地域のみ見ていただきますと、施設はそれほど減っていないというところで、先ほどの資料で、全体では減っているのですけれども、多摩を見ると減っていないという状況でございます。

次に、15番、病児保育促進事業でございます。その上段の病児保育、子供・子育て支援事業で実施しているものなのですけれども、これが広がるようにということで、都が単独で実施しているものでございます。例えば、病児保育の職員が地域の保育所のところに行って、例えば、病児ケアについての説明をしたり、研修をしたりというものを実施することや、利便性の向上のために、広域的に複数の自治体で利用することを促すというところを実施することに対して、補助をしていくというものを実施してございます。まだ、取り組みは少ないのですけれども、こういったことをすることによって病児保育の促進につなげていきたいと考えているところでございます。

さらにおめくりいただきまして、ベビーシッター利用支援事業でございます。こちら、都が昨年、新規で実施しているところで、5区1市の実施だったのですけれども、今年は13区1市が実施というところかなり広がってきているところでございます。

東京都における主な保育事業の実施状況について、重立ったところを御説明差し上げました。これらの事業につきまして、それぞれ個別に説明した資料についてが資料6-2でございます。後ほど参考に各事業を詳細に知りたいというところがあればこちらを見ていただければと思います。

それで、目次のところを見ていただきたいのですが、一番下のところに【平成31年度 新規事業等】と記載してございます。この中で22ページを御覧いただきたいのですが、今年度から保育の質の確保のために新たに実施している事業でございます。地域における保育力アップ推進事業として、地域の園長会や園の交流のために都として補助金を出して取り組みを進めていっていただきたいというものでございます。

真ん中の米印を見ていただきたいのですが、「園長会は同一運営主体（公立・社福・株式等）かつ同一施設種別（認可・認証・認可外等）での開催とならないようにすること」を要件に設けてございまして、今、企業主導型、認可外、認可、いろいろなサービスがあるのですが、そういったところが一緒になって検討することで、地域の保育の質がアップしていくのにつなげていっていただきたいという趣旨でこういった事業を実施してございます。

こちらの説明は以上でございます。

さらに、資料7「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）の概要」を御覧ください。認定こども園につきましては、平成27年の法改正の際、5年間の経過措置がつけられました。ちょうど5年が経つので、平成30年度に内閣府の子ども・子育て会議において、5年後の見直しについて検討が行われて参りました。

中段のところで「幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件の緩和の特例の延長」ということで、幼保連携型認定こども園の保育教諭は、保育士の資格と幼稚園教諭の資格の両方が必要ですが、5年間はどちらか片方の資格だけでもいいという経過措置が設けられていましたが、地方分権一括法により認定こども園法が改正され、それをさらに5年間延長することとなりました。具体的には、裏面に書いてございます。都もこの保育教諭の資格要件の特例措置については、国と同じ取扱いを基準条例の附則で設けておりましたので、都としても国と同じ取扱いにしていきたいと考えております。

この外、国の経過措置につきましては、例えば、幼保連携型のみなし保育教諭の取扱いや、施設長を二人置く場合の取扱い等、それぞれ経過措置を延長する、しないということになってはいますが、これらは、国の取扱いと同様の対応をしたいと思っております。

また、今回、資料はお配りしていませんが、建築基準法の改正により、建物の延べ床面積が100平米以上、200平米未満の場合は、耐火建築物である必要がなくなりましたが、幼保連携型認定こども園につきましては、保育室を3階以上に設ける場合の建物を耐火建築物としている現行基準を維持するため、国の基準省令改正が行われました。これを踏まえまして、都におきましても現行の安全基準を維持するための改正を行っていきたく思っております。改正後の規則等は、準備ができ次第、今後開催する幼保連携型認定こども園部会の席で委員の皆様にも御説明させていただく予

定です。

○柏女会長 全体の説明はまだありますね。

○毛利教育庁指導部主任指導主事 教育庁指導部主任指導主事の毛利と申します。

私からは、就学前教育の充実に向けた都教育委員会の取り組みについて説明をさせていただきますので、資料8を御覧ください。

これまで、東京都教育委員会では、平成20年5月に設定しました教育ビジョンの第2次から重点策として就学前教育の充実を位置づけております。現在、教育ビジョンの第4次になっておりますが、「基本的な方針1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育」といたしまして、就学前教育と小学校教育とのより一層円滑な接続を図るための取り組みを推進しております。上段右側が就学前施設の概要になっております。幼児数、園数などが記載されております。

それでは、下の段を御覧ください。都教育委員会の取り組みといたしまして、これまで、教員向け・家庭向けの指導資料の開発や作成を行っております。また、研修等の開催、国の補助事業である保育参観と研究協議会の実施、東京都教職員研修センターによる研修会等を行っております。

現在、平成30年度から幼稚園教育要領等が全面実施されておりますので、平成29年度には、就学前教育カリキュラムの改訂版のハンドブックを作成して配布しております。こちらは、全ての公立、私立の幼稚園、保育所等にお配りをしたものでございます。

最後に、今年度の取り組みについて、一番右を御覧いただきたいと思います。平成31年度ですが、まず、就学前教育カンファレンスの開催を7月24日に北とびあにて行いました。こちらは、毎年参加する方が増えておりまして、今年も900名近くの先生方が参加しました。

また、小学校の教員も増えておりまして、今年も100名近くの小学校の教員が参加したという実績があります。また、国費補助の研究協議会ですが、今年度はまず9月24日火曜日に千代田区にあります神田寺幼稚園、11月26日の火曜日になりますが、練馬区立光が丘さくら幼稚園で実施する予定です。

最後に、東京都教職員研修センターにおける研修ですが、本日、園長等運営協議会を行っております。また、先日、7月30日ですが、保育技術の協議会を行いました。

説明は以上です。

○野口生活文化局私学部私学行政課長 私、生活文化局の私学行政課長の野口でございます。東京の私立学校を所管しております。

本日は、東京の私立幼稚園について、説明をさせていただきます。資料9になりますので、御用意ください。

都内には、国立、区市町村立、私立合わせて991の幼稚園がございます。そのうち818の幼稚園は、学校法人や宗教法人等が設置するいわゆる私立幼稚園となっております。園児数で見ても、東京の幼稚園児の9割が私立幼稚園に通っています。こうしたこ

とから、東京の幼児教育には、私立幼稚園が大きな役割を果たしているということができると思います。

それでは、資料9の左上、私立幼稚園の現状の部分を御覧ください。

私立幼稚園は行政機関から独立している学校法人や宗教法人等が設置をしております。そのため、幼稚園教育要領に基づく教育活動を行いつつ、その内容はそれぞれの園の建学の精神に基づく個性豊かなものとなっております。私立幼稚園の入園は、基本的には、保護者の選択によって決まります。

資料に、都内の就学前児童、3歳児から5歳児までの教育・保育の利用状況を就園率の推移として示しました。幼稚園の就園率は、年度の経過とともに認可保育所、認証保育所の利用率との差が縮小してきています。平成30年度において、幼稚園の就園率は、48.7%、幼稚園児数は15万4000人余りとなっております。認可保育所、認証保育所とほぼ拮抗してきています。

それでも、東京の場合は、右側の棒グラフを御覧いただきたいのですが、全国に比べて幼稚園への就園率が高くなっているという状況がございます。なお、幼稚園児数の15万4000人余りのうち、その9割超に当たる14万1000人余りが私立幼稚園を利用しております。

資料左下の「私立幼稚園の子育て支援への取組み」の部分を御覧ください。

幼稚園が標準的な教育時間を4時間としていますけれども、多くの私立幼稚園では保護者のニーズに応じてこの標準的な教育時間の前後の時間帯や、例えば夏休み等の長期休業中にも預かり保育を実施しています。都内の私立幼稚園の預かり保育の実施状況ですが、通常期では92%、長期休業中では70%にまで広がっています。また、預かり保育の実施時間も5時間以上が標準型となっており、より保護者のニーズに応じた対応になりつつあることがわかります。

このほか、地域の子育て家庭への支援として、都内の私立幼稚園は、いわゆるプレスクールや園庭等の開放、子育て相談なども行っています。

資料右側を御覧ください。東京の幼児教育に重要な役割を担い、保護者や地域の子育て家庭へのニーズに対応する私立幼稚園に対して、私ども東京都では補助金を通じて幼稚園運営や施設整備等の充実のための支援を行っています。また、就園に伴う保護者の経済的な負担軽減のための補助も行っております。

最後に、資料の右下になりますが、私立幼稚園に対する近年の新たな支援の取り組みを御紹介します。都は、平成29年度に教育時間を含めて9時間以上、平日5日以上、年間200日以上の子育て支援を実施する私立幼稚園をTOKYO子育て応援幼稚園と位置づけまして、都の独自加算を含めた補助制度を創設いたしました。平成30年度は91園が補助対象となっております。

さらに、2カ月後に迫りました幼児教育の無償化の実施に向けて保護者負担軽減事業を再編し、都内私立幼稚園の実態を踏まえた支援を行う予定でおります。

説明は以上でございます。

○柏女会長 全体以上ですか。

それでは、事務局から保育・幼児教育について、東京都の現状と進めている取り組みについて説明をいただきました。ここから委員の皆様の御意見を頂戴したいと思います。1時間以上時間を残すことができましたので、たくさんの御意見を頂戴できるかと思えます。意見の前提となる御質問については、その都度事務局のほうからお答えいただきますけれども、それ以外の全体の質問については、最後の時間にまとめて事務局から回答していただくという形にしたいと思います。そのほうがたくさんの御意見を頂戴できると思えますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

では、進めていきたいと思えますが、まず、最初に提出資料がございます。篠原委員から、資料を踏まえて御意見を頂戴し、それ以降、委員の皆様方から御意見を頂戴したいと思います。

篠原委員、お願いいたします。

○篠原委員 聖徳大学の篠原でございます。

今回のテーマが、乳幼児期の教育・保育、就学前教育と小学校教育との連携ということでしたので、資料を提出させていただきました。

今、10月からの無償化に伴いより質の高い幼児教育ということが言われております。また、ソサエティ5.0の中で、いかに社会が変化しようと、幼児期というのは人格形成の基礎を培う重要なものであるということから、やはり幼児期の教育・保育がより質を高めるといことが重要なのではないかと考えております。そのための方策、仕組みづくりが必要なのではないのでしょうか。ですから、東京都としてもそのための仕組みづくりというところをもう少し深く考えていただきたいと思いますところでは。

私が資料として提出いたしましたのは、世田谷区の乳幼児教育アドバイザーについてということです。現在、世田谷区のこういった取り組みにちょっと関わらせていただいておりますので、情報提供をしたいと思っております。

まず、一つは、ここに書かれております乳幼児教育アドバイザーです。世田谷区は文部科学省の研究の指定を受けまして、アドバイザーを平成29年度から試行しております。そのアドバイザーが入った保育園は、ざっくりばらんに保育の話ができる時間がとれた。それも、子供たちが寝ている時間なので、本当に1時間という限られた時間なのだけれども、ちゃんと自分たちの保育はどういう意味を持つのか、自分の園はどんなことを大事にしているのかということで、学びを深めることができた。それが保育の質につながっていると成果が出ています。そこの取り組みの状況にもありますように、だんだん回数が増えております。

今年度は、45回にわたって各園を訪問することになっております。対象になる園が大体10園ということなのですけれども、来年は60回、そこには私立の幼稚園、保育園を対象にし、再来年は75回ということで、どんどん世田谷区ではそういった取り組

みを広げていこうということをお話されております。

また、同時に、教育センターができるのですけれども、その中に乳幼児教育支援センターを設置して、専任の指導員の配置を考えて幼稚園、保育園、こども園、公立、私立を含めて、研修や子育て相談や親子の遊びの場というものをつくろうということが今、話されているところです。

こういった先進的な取り組みをどんどん広めていながら、東京都の幼児教育、保育の質が高まるようにしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

貴重な実践の御報告と提案もいただきました。ありがとうございます。

それでは、ここから皆様方に随時御発言をいただきたいと思っております。

私のほうから1点だけ確認なのですけれども、就学前の子供の割合に対する保育所の就園、保育サービスの利用率は出ているのですけれども、3歳未満児の保育所の利用率はどこかにありましたか。それは出ていますか。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 今日お配りした資料の中にはございません。

○柏女会長 ちょっと教えていただけますか。

その推移がどうなっているのかというのは、時間がかかるのならいいのですけれども、それは基本中の基本の数字なので、それがなくよく分からない。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 手持ちでデータを持っているのですけれども、年齢別で、例えばゼロ歳であれば、31年度は27.3%、1歳だと55.7%、2歳だと54.9%というふうになっています。3歳だと52.2%。

○柏女会長 ゼロ歳が。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 ゼロ歳が27.3%。

○柏女会長 1歳が。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 1歳が55.7%、2歳が54.9%、3歳が52.2%。

○柏女会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、御意見を頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

土橋オブザーバー、お願いいたします。

○土橋氏 東京都民間保育園協会の今野に代わりまして、オブザーバーとして参加をさせていただいております土橋と申します。東京都民間保育園協会より、今回は保育の量の話ではなくて、質の話として3点、項目を挙げさせていただきたいと思っております。

まず1点目としましては、食育の推進についてです。保育所における食育は、保育所保育指針第3章の2、食育の推進に定められているとおおり、保育の根幹をなすものであり、子供たちの発達と健康を保障するための極めて重要な取り組みだと考えています。

一人ひとりの成長、発達に合わせた量、栄養バランス、命をいただきながら生きるという感謝の心を育むこと、地産地消への取り組みや、離乳食、アレルギー対応、宗教、障害等による配慮が必要な食事の提供など、各園における給食の取り組みは本当に多岐にわたっています。みんな、本当に頑張っていてやっているところです。また、昨今問題になっている子供の貧困問題への対応策としても、これはもう従前、保育所の給食は重要な役割を果たしてきております。

我々保育所にとって給食は単なる食事ではなくて、子供の成長、発達の根幹を支えるものというふうに考えています。しかしながら、この10月から始まる幼児教育・保育の無償化によりまして、都内各区市町村の給食費の徴収金額について、区市町村内の政策に大きくばらつきが出ている状況です。社会保障として本来平等であることが望ましい都民への保育サービスに、地域によって格差が生じることを非常に危惧しているところです。

保育の実施主体はもちろん区市町村ですが、都内全域の広域的な仕組みづくりと、もし、できてしまうことがあるとすれば、この格差解消は東京都として急ぎ検討を始めて行っていくべきと考えています。実際に、最近、東京都民間保育園協会のほうで、園長会代表者、各地域の自治体の代表者にヒアリングをする形で行った給食費徴収金額による実態調査では、速報値ではありますが、ある区市町村の2号児は3年間で給食費負担がゼロ円。また、同じ東京都内のある自治体では、3年間で最大27万円。同じ2号児で同じ子供たちを支える保護者の方の負担が出てきているという状況になっています。考え方としては、これは、従前からあった保育料、保護者負担分は自治体の中で違いもあったということもあることは考えられると思いますが、それと比較するには余りにも不平等な状況にありつつありますし、社会保障である児童福祉の中でかなり問題がある状況と考えています。

保育の質の大きな要素である食育の推進が都内の保育所で場所によって推進される、あるいは滞る地域が出てくるという差が出てくることのないように、居住する区市町村にかかわらず都内全ての利用者に対して平等に給食及び食育の提供ができる仕組みづくりを早急につくることが求められているのかなと考えています。

2点目、企業主導型保育事業における質の確保についてです。

企業主導型保育事業では、一部、保育中の事故や突然の閉園あるいは補助金を受給したにもかかわらず開所さえされないなど、報道等でもありますが、保育の質の議論以前の問題も起きているような状況も残念なところです。

やはりこれにつきましては、国、東京都、区市町村とそれぞれの立場でしっかりと関与していく必要があると考えますし、これから都でも大事にしなければならない保育の質を担保していくための具体的な方向性を、例えば、指導検査、第三者評価などを行うことで、国任せではなく、東京都と各区市町村が連携をして行っていくべきだと考えます。量ではなくて、質というところで、これから企業主導型保育事業の開設、設置にあ

っては、各自治体と十分協議の上、地域の保育事業を勘案してから開設の許可、認可を行うような仕組みを早急につくっていくことが必要だと考えています。

続けて3点目は、国が行っている保育所等における保育の質の確保、向上に関する検討会についてです。厚生労働省が行っている「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」は、直近では6月末に開催されておりまして、既に第8回まで検討が進められ、保育所保育指針に基づく保育の質の向上に向けた実践的な実践事例集などがまとめられているところです。この都の子供・子育て会議としても、東京都の保育の質向上の観点から、今、行われている国の検討会の内容をしっかりとフォローアップしていく必要があるのではないかなと考えています。

また、この検討会でも検討されている保育所における自己評価のガイドラインを初め、幼児教育、保育の質を向上するためのさまざまな仕組みづくりを都内でも積極的に検討すべきではないかと考えています。

以上、東京都民間保育園協会を代表させていただきまして、3点、御提案させていただきました。

○柏女会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

齊藤委員。

○齊藤委員 三鷹市の齊藤です。

今の無償化に係る食材料費の取り扱いについて、三鷹市の現状をお伝えいたしたいと思います。

確かに今まで三鷹市では保育園の給食費、主食費について一部助成を実施しておりましたが、今回、無償化を契機に副食費が自己負担になることに伴いまして、補助を継続するという方向で考えておったのですが、やはり幼稚園側から、保育所に補助を出すということであれば、当然幼稚園にも出してほしいという声を受けまして、また、6月末に厚生労働省からも基本的な考え方が示されましたので、三鷹市としては幼稚園とのバランスを考えて幼稚園、保育園ともに実費徴収という苦渋の決断をしました。

保護者からも、その辺の説明を求められていますので、説明していきたいと思いますが、自治体によって都内でも非常にばらつきがありますので、こういったところでは、東京都の広域的な格差解消に向けた指導といったところは必要ではないかと考えております。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょう。

城所委員、どうぞ。

○城所委員 まずは、資料6-1にあります3本の柱、東京都のそういう政策を充実していただいて、また、今後もそういう政策をしていただいて、感謝を申し上げます。

私からは、保育の質の向上のための施策の充実ということで、3点、お願いしたいところがあるのですが、やはり今、保育士の人材に対する施策をいろいろなところからいただいているところですが、待機児童対策により保育所の新設、定員の増員などが進む中で保育人材の確保が追いついていないのが現状で、継続的な保育士不足が起きているということになっています。また、多様な保育ニーズに対応するために、やはり保育の基準以上に保育士を確保して、配慮の必要な子であったり、ハンディキャップを持っているお子さんに対しての加配の体制をとっていく中で、基準を超えての確保が必要となっています。

また、人を確保しても、なかなか保育所と保育者とのマッチングがうまくいかずに、定着には至っていないというものも現状としては生まれていることもあります。慢性的な保育士不足の一員となっているということです。

また、保育の質を高めるための施設の改修とか、処遇改善、研修の充実など、いろいろなところで、法人とか園とかで努力はしているところですが、そういう費用が十分にかけられるようにしていきたいと思っています。

また、業務の効率化により、保育士の負担軽減が進むように、ICT化の導入もしていただいているところですが、これには導入して終わりではなくて、ランニングコストとか、更新の費用も含めてありますので、そういう支援もしていただきながら、保育士に対するさらなる充実をしていただきたい。やはり保育の質イコール保育士の質、保育者の質という意味にもかかわっていますので、人材に対する施策の強化をぜひお願いできればと思っています。

2点目は、今のお話と絡む部分もあるかもしれないのですが、やはり保育制度の多様化に伴う地域間格差がありますということです。子供・子育て支援新制度の施行に伴って、地域性に合わせた保育施策を充実するということが求められる一方で、やはり自治体も財政状況等による区市町村による保育の格差が生じているところです。

先ほどもお話がありました10月の幼児教育・保育の無償化に伴って、給食費の徴収も部会の中で8月2日現在で調査をした結果で、区部としてはまだ議会の承認がない中ではまだ保留というものもありましたけれども、大半のところは区部に関しては、給食費を無償にするところが多かったのかなと思っています。

また、市町村に関しては、無償とするというところが、5の市町村がありました。大半のところは国基準の4,500円というところで、副食費の徴収というところですが、その中でも、5の市町村の中では、今言われた三鷹市さんみたいに、副食と主食を合わせて徴収するというところが東京全体の中での調査の結果となっているということです。

異なっており、保育現場も家庭も混乱する可能性もあるということです。保育所の役割は、ある意味、入所児童に対する質の高い保育を提供すると、保護者支援だけではなくて、東京のどの地域にあっても安心して子育てができる地域づくりに貢献することに

あります。そして、保育園では給食は重要な食育の一環で、給食だけを取り外すのではなくて、保育の一環として、一部として生活が成り立っているところもありますので、東京の全ての子供が安心して質の高い保育が受けられるよう、お願いしたいというところ です。

最後に、保育所の運営効率化に向けた支援ということなのですが、いろいろなところで質の確保のための保育所の職員の改善もキャリアアップも含めて、いろいろな努力をしているところです。また、最近は記録を残すということがいろいろな意味で必要性があるので残すこともあるし、事務もだんだん現実的には量が増えているということなのですが、1法人、1施設、小規模な保育園ではそのような事務がなかなか難しい部分がある。子供の健やかな育ちに力が注げるように、一つの例ですけれども、複数法人で運営の効率化とかに向けた共同の取り組みなどもぜひ支援いただければと思っています。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょう。

では、矢島委員。その次に糸原委員です。

○矢島委員 待機児童について、もしかして聞き逃したかもしれないのですが、待機児童の表3について、平成30年から31年でゼロ歳児の待機児童が半分以下になっていると思うのですが、このあたりの要因について、どういうふうに分析されているのかなというところをお聞きできればと思います。

特に、その次の表4で関連して各区市町村で見た場合に平成31年で待機児ゼロの地域、2年連続でゼロの地域があるのですが、こうした地域で行われていることが単純に保育施設の整備、数が足りたからなのか、あるいはプラスアルファマッチング等のそうしたマッチングするとか、利用の調整ということがかなりきいているのか、このあたりについて、どういうふうに分析されているのかということもお伺いできればと思います。

例えば、杉並区などは平成30年に利用率46.8%で待機児ゼロ、平成31年では50.4%でやはりゼロなわけです。この間、結構数は増えているのですが、待機児ゼロを維持できているというあたりについて、どういったことでこれが実現しているのかということと、同じレベルで港区は、30年では46.1%で待機児がいたけれども、31年では50.6%でゼロに持って行って、この水準は大体、杉並区と同じなのだと思いますが、このあたりの保育所数とか行っている施策は類似点があるのかどうかということも気になるところです。

一方で、福生市は待機児ゼロが2年連続なのですが、平成31年の利用率の水準は62.8%なのです。この62.8%という水準はもちろん世帯の構成が違うという問題があると思うのですが、同じ東京都の中で見た場合に、将来的に今の港区とか

これに近い水準にいくことを想定して東京都としては取り組みを進めていくべきなのか。大分この地域差は長期にわたって違いは継続されると見込んで今後の計画をしていくのかというのは、待機児童の完全な解消に向けては大きな視点だと思いますので、その当たりの見方もお伺いできればと思います。

以上です。

○柏女会長 それは、最後までよろしいですか。

○矢島委員 はい。

○柏女会長 わかりました。

では、その件については、後から事務局のほうでお答えいただきたいと思います。

糸原委員。

○糸原委員 東京都の国公立幼稚園・こども園長会の糸原でございます。

今、さまざまな園種の方のお話を聞いていて、やはり教員、保育士の確保がどの園種でも非常に課題になっているのだなということを感じました。公立幼稚園におきましても、特別な支援を要する幼児が全体の10%を超える人数を占めるようになってきて、そういう意味からも教員、保育士の確保は大きな課題になっています。

そして、教員採用試験で新規採用教員等を採用していただけていますが、若い教員も増えていく中で、御提案なのですけれども、例えば、一旦教員をしていて、結婚や出産等で離職をした方が、子育てが終わった頃にもう一度自分の力を発揮できるような採用の方法というものはないのかなど。今は、教員採用試験を受けるのには年齢制限がありますが、そういうさまざまな角度から施策を考えていただければありがたいなと思っています。

また、教育の質の向上というところでは、教員の育成、研修、研究の充実を欠かすことができないと思っています。教員が不足していたり、こども園などのようにずっと保育があるという中では研修、研究の持ち方も非常に難しくなっておりますので、人数の確保というものが大きな課題かなと思っています。

3点目、幼小の接続の問題について、お話をさせていただければと思っています。幼小の接続は平成20年から取り組んでいるという話が先ほどからもありましたが、私の記憶ではもっと前からそのことが課題として挙がっていたかなと思います。ただ、交流、連携というところまでは、ある程度いくのだけでも、指導の接続というところにステップアップすることがなかなか難しい状況があります。

そういう中で先ほど就学前カンファレンスに、900人の参加のうち、100人の小学校の先生方が参加してくださったというのは、幼小の接続については、なかなか小学校の先生方の目が向きにくい状況の中で、大きな成果だったと思っています。ただ、幼小の接続が小学校教育の先取り、前倒しにならないようなそういう接続のあり方をリードしていただけるとありがたいなと思っています。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

では、河邊副会長、お願いします。

○河邊副会長 ちょうど今、糸原委員がおっしゃったことと、私も重ねて意見がありましたので、1つは人材確保について、次に東京都の教育委員会の取り組みについて、意見を申し上げたいと思います。

人材確保については、新規事業で潜在保育士向けガイドブックの配布というものが出ていましたけれども、どこかに潜んでいる方たちにどうやってガイドブックを配布するのかなど。どういうふう to それをお考えなのかお聞きしたいのが一つです。

まず、そこをいいでしょうか。

○柏女会長 では、それは簡単にお答えできることだと思いますので、お願いしたいと思います。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 東京都で保育士実態調査というものを実施して、保育士登録を東京都にいただいた人にアンケートを実施しています。その中で、今後働きたいとか、情報提供がほしいというアンケートを答えていただいた方に送っているという状況です。

○河邊副会長 わかりました。

何か効果的なやり方はないのかなと感じました。

それから、もう一つ、糸原委員がおっしゃったように、幼小の接続についてなのですが、東京都教育委員会が今、なさっている「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」が出された報告書について、ちょっと意見を述べさせていただきます。

これまで、幼児教育では、幼児期の遊びは重要な学習であると位置づけてきました。ところが、今、申し上げた報告書の中では、小学校の「教科の内容につながる活動や学習を導入し」という文言がありまして、それは、幼児期の子供たちが環境にかかわって生み出す活動が学習であるという捉え方の学習と大きく外れた学習の考え方が導入されています。

それに基づいて「学びの部屋」をつくったらどうかという提案がなされています。その「学びの部屋」はモデル図があるのですが、それを見ますと、いかにも小学校の教室を小型化したような形の環境図になっています。もちろん、北欧でもそういう取り組みはありまして、フィンランドでもエシコウルというシステムを御存じだと思いますけれども、小学校に上がる前のある一定の時間、学びの学び方という時間をとる制度をとっていますけれども、それは東京都教育委員会が考えているような学びの部屋とは全く違うものです。遊びの延長上で、子供たちが意欲を高めていくシステムになっています。

遊びの中で、子供たちがうんと意欲を高めることがその後の認知能力の維持・向上に物すごく効果があるということは、多くの研究はもう成果を出して、この夏も

全国いろいろなところで幼稚園の先生方や保育士の皆さんが、どうやったら遊びの質が高められるのかという保育環境のあり方などの研究会を盛んに行っている中で、ちょっと逆行するというか、時代が物すごく古い考え方をしているのではないかなと思います。全国初の試みと「はじめに」に書いてありますけれども、初めで終わりにしてもらいたいと思うぐらいに、私は危険を感じています。

子供たちの環境そのものが豊かでないし、子育て支援でどンドンし寄せが子供に来ているようなことばかりで、本当に貧困化している環境の中に長い時間子供がいる中で、しかもその中の一部の時間を切り取って、小学校の前倒しのような教科学習をさせるようなプログラムは、子供の発達に果たしていいのかなと物すごく疑問を感じています。

そのところをよく考えていただいて、資料8には、これからそのことを啓発していくようなビジョンが立てられていますけれども、ゆめゆめ小学校の教科学習を前倒しするようなことがないように、幼児期にはもちろん認知能力を高めていくことも大事なことで、保育の質というものの中核は子供がよりよく育つことですから、認知的にももちろん高めていくのですけれども、それを底支えしていく豊かな体験をぜひ幼児期に保障していきたい。そのことが損なわれるようなカリキュラムの開発は、よくよく考えなければならぬのではないかなと思います。

しかも、報告書のデータの中に、生まれ月によって、知識やスキルに差があるというものもしっかり出ているのです。カリキュラムの中にそういうプログラムを位置づけるということは、必ずそこに評価が伴いますので、年齢の小さい子供たちに生まれ月によって差があることは当たり前なのに、子供たちを評価にさらさせたくない。今の日本の思春期の子供の自己肯定感の低さは、世界的に見ても低い。だったら、もっとそれを助長するような焦る認知能力を高めることが幼小の滑らかな接続ではないということをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○柏女会長 ありがとうございます。

貴重な御意見も頂戴をしました。後から、事務局のほうから御意見がありましたら、質問への回答という形でお願いしたいと思います。

では、篠原委員、川上委員、吉岡委員、お願いします。

○篠原委員 私も実はそのことを申し上げたいなと思っておりました。河邊委員と同じ意見であります。

それで、どうしてそういうことが起きたのかなと原因を考えたときに、やはり幼稚園、保育園、小学校との相互理解が十分でないのではないかな。現場の理解が十分でないことによって、そういう一部偏見のような形のことが行われてしまうのかなと思っています。それは、私は管轄というものがとても大きな壁になっているのではないかなと思います。

例えば、資料6-2の先ほど説明していただいた、22ページの「地域における保育力アップ推進事業」というものがございます。私はこの保育力アップ推進事業を見て、

とても大事なことだと思ったのです。地域で、みんなで保育力をアップしようという考え方はとてもいい考えだと思うのですが、ここに幼稚園が入っていない。こども園が入っていない。小学校も入っていないというような、縦割り行政によることの弊害があるのではないのでしょうか。

私が現場におりましたときには、行政をお願いをして、地域で幼稚園、保育園の園長先生たちが集まって意見交換をする会を自主的に持っていました。そのように管轄の壁を取り払いたい現場の思いと、それから、縦割り行政の考え方のずれというものがあるのではないかと思うのです。幼小、保幼小の連携につきましても、江東区では、保幼小連携の日というものを年間2回持っています。それは中学校区を中心として、公立、私立の幼稚園、保育園、こども園、認証保育所まで全て含めた形でグルーピングをして、その年間2回は必ず連携の日として、みんなで集まりましょうということをとっております。台東区も同じようなことをやっているという話も伺いました。

そのように、管轄の枠を外してみんなで地域の子供たちのことを考えようというものが、連携というところではとても大事なのではないかと思います。そのときに、やはり行政が管轄を超えて関わってくださるということがすごく大事なと思うのです。その管轄の壁を超えるためには、やはり東京都の中での管轄の枠も超えて、子供たちの幸せのためにはどんなことを考えていったらいいのかというところを折り合わせていただけるような仕組みがほしいなと思っております。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

では、川上委員、お願いいたします。

○川上委員 本日より参加しております東京都医師会の川上です。本業は小児科医なのですけれども、今、河邊委員からの御意見は全くそのとおりで、私が言おうと思っていたことを先にお話しされて、うれしく思います。

一つ、私ども医療のほうから考えた場合に、保育園には、特にゼロ歳児がいる園には、看護師が配置されているのですけれども、この看護師たちの経歴は、必ずしも小児病棟とか小児科に特化して経験を積んだ人ではない方がかなりなっている。あるいは、病気を知らない。最初から保育園の看護師として、看護師という免許を持って保育園関係に入ってきているので、本当の意味での子供の体調だとかの管理ができない方でも、今、看護師になっていらっしゃる。ましてや1歳児以上しかいない園ですと、看護師がいない園も相当数あるという中で、やはり長時間保育等も行われている中では、看護師の質の担保というの、保育士の質と同時に行っていただかないと、やはり子供たちの健康を守れない。私ども、もちろん園医の問題もあるので、これは医師会として現在進行形で取り組んでいる点でございます。それで、看護師の質や数は、1歳以上の園にもできれば、これからは各園に1人は看護師を置くという体制をとっていただけるようにしていただけたらと思っております。

また、今の保育の子供の学びの質の問題もそうですけれども、保護者からはいろいろな要望が出されていると思います。長時間保育しかり、給食の問題しかり、長時間になると夕食も出してほしいという意見もしかりで、その一端として、結局保護者のほうが子育て、家庭におけるやるべきことだとかに自信がないから、保育所のプロがやってくれるのだったらそこにお任せしたいという意向が強くなっております。保育園は、もちろん保育時間等の要望に応えるのも一つですけれども、保護者が保護者として成長していくことの支援をしないと、最近の小1ギャップなどと言われているように、学校に入った途端に破綻を来す家庭というものが多々見られます。

ですから、そういった意味で、保育園というものは今、すごく充実してきていて、夜の8時、9時まで見てくれる、御飯も食べさせてくれる。では、小学校に入ったらその日からどうなるのですかという、地域によっては全児童対策になっていない学童保育ですとか、学童保育自体が足りない地域もたくさんあります。

資料の6-2の一番最後のページを見ると、夜間帯保育事業というものが書かれておりますけれども、これも保育園時代まではやってもらえても、小学校に入った途端にこの事業がなくなってしまうと、小学校に入った途端にこの子供はどうなっているかという、小学校1年生の子供がたった一人で家の中にいるというのも珍しくないのです。実は余り知られていませんけれども、そういった中での事故もたくさん起きております。

ですから、今日のこの会議は乳幼児期を対象とした会議なのでしょうけれども、できることならば教育の保幼小の連携と同時に、それを担保するための生活領域における保幼小連携ということもできれば、考えた上で幼児期を支えるという視点を持っていくべきではないかと思ひまして、お願いをしたいと思います。

ありがとうございました。

○柏女会長 とても貴重な御意見ありがとうございます。

では、吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 東京都小学校PTA協議会の吉岡でございます。

以前にも、私が学童クラブでアルバイトをしていると申し上げたことがございますが、うちは世田谷区の小学校なのですけれども、今、夏休みに入りまして、ここ何回か早番というので、朝8時15分から子供たちを迎えて、まず、朝は朝学習ということで、1時間ほど静かなお部屋で学習、夏休みの宿題もしくは自分の持ってきたドリルや何かをしているのですが、この1年生から3年生までの子供たちの中に、勉強がつまらないとか、もうしたくないとか、勉強はもう飽きたという言葉が出るのです。

でも私は、1年生から勉強を始めた子供たちが飽きたなんて言葉はどうして出るのだろうか。どうしたのという、やはりたくさん親は仕事に出ますから、子供たちが学校で勉強してほしい。うちの子などは夏休みだからだらだら過ごしていたのですけれども、学童クラブに来ている子たちは、しっかりドリルだとか参考書とか、学習塾の今、僕は何年生のものをやっているのだと、すごく上の学年のものをやっている子とか、そ

うかと思えば全然そういうものを持ってこなくて、1時間読書をしている子とか、とてもその辺のところに私はどうなのだろうというものをちょっと疑問に感じたりもしています。

そして、先ほどの幼児教育のところで、学習が入ってくることによって4月生まれと翌年の3月生まれとでは、成長に大きな差があると思うのですけれども、やはりそういう評価をされる場合には、親がとても気になりますから、おしりたたいて一生懸命子供にやらせるわけです。ただ、子供にとってそれが本当にいいことかどうかということについても、私は今、現場で見て非常に疑問を感じております。

そんなことも含めて、小学校1年生の中に今、ボーダーという言い方がいいかどうかわかりませんが、授業がきちんと受けられないとか、そういうお子さんも大変多くて先生方が困っていらっしゃるという話を聞くことがあります。

もう一つ、ちょっと話は違いますが、先ほどの学童クラブで、うちは今、モデル校として7時まで延長になりました。ただ、帰っても親がいないからということで、公園で遊んでいる子がいたという現実があるというものを先日聞きまして、やはり低学年のお子さんが鍵を持って家に帰っても、誰もいない。お家に帰らないでお友達と。今、日が長いからです。

学童保育としては、学校の外の門のところまでは送り出します。でも、一人帰りのお子さんたちは、そこから先は一人とかお友達と一緒に帰ることになりますので、その先のことについては、本当に事件や事故がないことを願うばかりで、そういうものが現状かなと思います。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

今、学童の問題が出ていて、保幼小の接続というのは、生活ごとに接続をちゃんとしていけないといけないのではないかと。教育だけではなくてということで出ていたのですが、学童についてこういうふうに議論をする日というのは、今のところ予定されているのですか。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 前回で、一通り御意見はいただいておりますので。

○柏女会長 わかりました。

では、重ねて何かありましたら、学童の分についても、保幼小の接続を少し広げて、生活の接続というところまでも含めて考えたいと思いますので、前回言えなかったとか、あるいは今日は全体会議なので、部会の委員ではなかったという方も含めてありましたら、それも含めて御意見をいただければ結構です。

では、ほかはいかがでしょう。

松原委員、どうぞお願いいたします。

○松原（俊）委員 資料6-1でございますけれども、12番の認証保育事業について、

お尋ねと御意見をさせていただきます。

まず、先ほどの御説明であれば、区部のほうは施設数が減っているということで、市部はそんなに増えていない中で、平成31年の予算を見ますと、これは、認証保育所の設置を促進すると書かれているところでございます。ただ、区部の減っている、市部も増えないということは、やはり認可保育施設への移行があるものも考えられるのかなと思うのです。今後、この認証保育所のあり方などをしっかり打ち出していくといいかなと考えてございます。

また、先ほど、副食費のお話もありました。やはり区部と多摩では、大分差が出てくると思います。先ほど区部の中ではゼロという費用負担が大半を占めるという中で、市部は逆に国基準の負担が出てくるところの話が大分多いのです。その中で、負担をさせないということも出てきて、やはり多摩のほうの格差は大きくなってきます。その辺は制度上の問題もありますけれども、第3回定例会で各市、この考え方を上程してきますので、多分ばらつきが出てしまうと思います。今後に向けて、この平等性とかその辺を考えていかなければいけないかなとは思ってございます。

もう一点、多子の家庭ということで、多分、東京都の制度が多子の考え方の少し制度を変えてきているかなとは思いますが。保育の中の多子であれば、第一子、第二子、第三子の中では、保育料が変わってくるということだと思っております。それにとらわれずに、小学校に行ってももう少し上でも、一子、二子、三子というようなカウントの仕方があろうかと思うのです。このカウントの仕方ですと、やはりいろいろなほかの制度にばらつきが出てしまう、考え方も違ってまいりますので、これは今後統一性があつたほうがいいかなと思っております。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

福元委員。

○福元委員 八王子市で児童発達支援センターをやっておりますが、私のほうからは、幼児の特別支援教育のことについて、少し意見を述べたいと思います。

資料の中にもあるのですが、利用者支援の充実というところで、保育サービス推進事業ということなのですが、この目的が特別保育という、私もここで初めてといいますか、そういう言葉なのだと思ったのですが、その中に延長保育とか障害児保育とかアレルギー対応とかということを含めた事業だと思うのですが、その推進をするということだと思います。

具体的には、資料の中に補助項目というものがあって、資料の中には16項目ほど書かれていて、その中に障害児保育というものがあるのですが、資料6-1の実績のところ、保育サービス推進事業の対象施設は、合わせると3,660施設になっています。ほとんどかなとは思いますが、決算額が81億円なので、大体1施設

当たり単純計算をすると223万円ということになりますが、それがいろいろな取り組みをされているわけで、その中の障害児保育ということについては、どれほどなのかなと思います。恐らくいろいろな区市で巡回相談とかをやっているので、多分そういう費用なのかなとは思いますが、それを確認したいと思います。

あと、医療的なケア児の保育支援モデル事業というものもこの中に書かれているのですが、児童発達支援のところでも医療的なケアが必要なお子さんの、在宅のお子さんがいれば訪問をするという事業も始まっていて、医療的なケアのあるお子さんに対してのいろいろな政策が一般施策の中でも出てきている。保育園の中でもそういうモデルがということで、東京都は一つだけなのですから、恐らくこれは八王子市だと思うのですが、私が八王子市なので、その保育園には、障害のお子さんも含めて医療的なケアのお子さんも含めて、2割ほどのそういうお子さんがいて、看護師がパートなのですから、3人配置されている。予算的には700万円ちょっとということなのですから、それを、補助を受けながら、いろいろ工夫しながらその2割の特別な支援の必要なお子さんの、その園長先生は障害児保育というふうにおっしゃっていますけれども、そういうことを一生懸命やられている。

そういうことがあるので、医療的なケアもそういう一つの事業を展開すると、やはりいろいろなことができるのかなと思うので、そういう意味では、ぜひ知的障害、発達のおくれのあるお子さんと、もちろん発達障害のあるお子さんもそうですけれども、保育所、幼稚園にもそういうお子さんが当然いるので、先ほど10%というお話がありましたが、それはやはり見込むべきだろうと思うと、そこへの支援を少しくローズアップしてもいいのかなと。

ですので、障害児保育がその一つということよりも、事業として展開をされてきているので、言葉としては障害児保育事業、障害児ということを使わなければ発達支援事業ということで、やってもいいのかなとは思っています。ぜひ検討していただければと思います。

ちなみに、私のところでは、相談を受けます。医療からの紹介とか保健福祉センター、保健所からの紹介ということで、八王子市の場合には、保健福祉センターと医療と児童発達支援センターはびっちり連携がなかなかとれていないです。ですので、保健福祉センターで医療に行ってください。児童発達支援センターに相談に行ってくださいという形で振られるのです。そうやって相談にいらっしゃいます。だから、初めてうちの子は発達障害があるのだということを知って相談に来るというケースもあります。

既に昨日までで32人のお子さんが相談に来ていて、そのうちの保育園、幼稚園に在籍しているお子さんが今、19人です。半数以上が保育園、幼稚園に行っているのだけれども、特に幼稚園の場合には、年少だと4月入園なのでこの3カ月間で集団参加は厳しいですという状態になっていて、19のうちの12が幼稚園なので、幼稚園のほうからうちに相談に行ったらと勧められて来ましたという方がいて、今年の場合には去年よ

りも相談件数が多いのですけれども、そういう形で増えつつあるのではないのかなとは思いますが。

幼稚園については、特別支援教育という言葉を使うと思うのですけれども、保育園の場合は障害児保育ということをやっているから、それと同じように特別な支援の必要なお子さんへの教育は当然必要なのだろうと思うのです。

資料8のところに教育委員会の取り組み、先ほど説明があったのですけれども、ここに当然幼稚園教育要領も平成30年度、昨年改訂をされていて、その前からももちろんそのようなのですけれども、障害のある幼児などへの指導ということで、どういうことが書かれているかということ、特別支援学校などの助言または援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。実際には、個々の幼児の実態を的確に把握して、個別の指導計画を作成し、活用することに努めるものとなっています。必ずしなさいというわけではない。幼稚園の先生たちはすごく一生懸命されています。年少だと今の配置の基準だと20人に1人なので、巡回を受けられて加配の先生が入ったとしても2人ですから、そういう中に1割、2人いるとしたら、1対2になるわけですので、本当に多動なお子さんだとやはり見切れないだろうなと思います。ですので、お一人お一人障害の状態は違うので一概には言えませんけれども、そういう中でどうするかということかなとは思っています。

うちは、保育所等訪問の支援もやっているのだから、幼稚園、保育園に伺わせていただくのですけれども、当然、今の配置基準の職員配置の中でどうするかということは、それを考えるのですけれども、それだけでは済まないだろうなと思っています。

あと、「東京の私立幼稚園」という資料がありますけれども、当然この中で、特別支援教育の取り組みという支援もしているとなっています。これについて確認なのですけれども、都立の特別支援学校は、その地域支援という形で保育園、幼稚園を対象に相談とか研修というものをやっているのですけれども、多分これもその取り組みの一つなのかなと思いますが、それ以外に取り組みとしてあるのかどうか、それ以外にあるのであれば、ちょっとお聞きしたいと思っています。

最後なのですけれども、幼稚園に在籍している特別な支援が必要なお子さんの教育をどう進めていくのかということについては、今、いろいろ挙げましたけれども、例えば、特別支援学校の取り組みとか、さっき説明しましたが、私たちの児童発達支援センターが行っている保育所等訪問支援とか、これは、関係機関と連携をしながらということなのですけれども、当然それは今ある制度なのでやっていくのですが、結局、学校教育の中で小中学校の場合には、特別支援学校とか特別支援教室というものが各学校に配置されつつあると思うのですけれども、そういう特別の支援の必要なお子さんがいるから、当然、それに対応しようということですね。

ですので、幼稚園もそれと同じかなと思うと、幼稚園の中に特別支援教育というものを何とかできないのかなと思います。ですので、多分これは都だけの問題ではなくて、

国の施策の問題でもあるのかなとは思いますが、そういうことをぜひ考えていけるといいのかなと思います。

制度だけではなくて、特別支援教育を担うのが人なので、そういう教育をもっと充実させるといふことと、やはり人がいないとできないので、人材配置をするだけの予算をどうやってつけていくのかということも含めて、事業ということ考えていただけるといいのかなと思っています。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

障害児保育や特別支援教育については、各特定教育保育の施設の量の見込みと確保策を区市町村から全体について聴取することになると思いますけれども、併せて、障害児保育と特別支援教育の量の見込みと確保策を集めていただくように、ぜひお願いをしたいと思います。障害福祉計画の中では、調査をして、量の見込み確保策をつくるということに国の指針ではなっていました。それをそのとおりにやれば各区市町村で、30年度末にその見込み数を持っていると思いますので、それもあわせて出していただくという形でお願いをしたいと思います。

では、川上委員、お願いします。

ごめんなさい、あと5分ぐらいなのであと1人か2人という形になります。手短かにお願いしたいと思います。

○川上委員 今も出ました幼児期における特別支援ですけれども、必ずこの特別支援という話をする、医療との結びつきが出てきてしまいます。ただ、残念ながら、発達障害児の診断ができる医療機関はごくごく限られている関係上、今も初診に予約を入れると、3カ月から6カ月待ちというのは当たり前な状況なのです。

ただ、本当に診断が必要なのは小学校からになると思うのです。むしろ幼児期というのは、発達障害自体がスペクトラムとして捉えられている関係から、子供をどのくらい集団の社会が許容できるかということになりますので、ある意味では、保育士さんたちがいろいろな子供に対していろいろな支援、教育の仕方あるいは保育の仕方を知って支えていく。それが結果的には自尊感情の低下を防ぐことにつながるわけです。

東京都医師会でも、ここ2年はやらなかったのですが、保育士さん向けのちょっと気になる子供への保育の支援のあり方みたいな講習会をやってまいりました。今後、また、ニーズがありそうなので展開を考えていきたいとは思いますが、そういった意味で保育士の質の向上の中にいろいろな子供に対して受けとめられる、支えられる保育の質の担保をやっていった上で、足りない部分あるいは難しいお子さんについてのみ、医療につないでいただかないと、医療も今、混乱した状況で、本当に医療を必要とするお子さんを見切れないような状態になってきております。そういった意味では、療育の支援をしてくださるような組織あるいはそこと保育士たちとの連携ですとか、保育士さんたちがどんな子でも見られるようなキャパシティーのある保育というものを展開し

ていけるような支援をしていただけたらと思っております。

○柏女会長 ありがとうございます。

では、吉田オブザーバー、お願いします。

○吉田（泰）氏 連合東京の吉田泰です。

今回、働く親の皆さん、保護者の皆さん、都内6区市の保育業務に携わる方々にお話を聞いてまいりました。2点、述べたいと思います。

まずはゆとりを持った保育を拡充していただきたいということです。親が保育所を見学した結果、預けなくなる施設が増えるとよい。実際に働く親の皆さんが行った2016年のアンケート結果では、保育所を見学した71名の方からコメントをいただきまして、ここには預けたくないという保育所がありました。保護者がどんな気持ちで保活を行っているかがわかり、調査結果に対して、このホームページのアクセス数がとても高いのです。

グラフ化した順番で5つ述べますと、1番目に狭い、窮屈。2番目に掃除・整頓・衛生面で不十分。3番目に保育士の方が疲れている、子供への接し方がよくない。4番目が暗い、日当たり・施設環境がよくない。5番目は保育園の職員の方の態度・雰囲気がよくないという話がありました。

つまり、これまで各自治体の皆さんで待機児童対策を行っていただきまして、保育サービスの充実に努めてきたことをとても評価しております。しかし、これからは保育の質が担保されて、真の充実と言えらると思います。ぜひよろしくお願ひしたい。

保護者の優先度としては、家の近くで、園庭があつて、ベテランの保育士さんがいると安心するというお話を聞いています。保育所を選んでいるのですね。子供のため、子供が健やかに育つための御意見です。

子供の臨界期において、歩いていて転んで手をつくとか、飛び回るとか、言葉を話すとか、遊ぶとか感じるという体験が重要です。そして、子供に応答する保育士の皆さんとの対話が重要で、それらが子供の能力を育てると言っておりました。それには、保育士の皆さんの処遇を上げる、基本給が上げられるようにしてほしい、それが必要ではないかと思ひます。

保育園を選ぶということでは、今日は欠席しましたが、星委員の会社、富士通エフサスのほうでも、ある保育園を希望して入れなかった女性がいて、育休を延長しました。働く親の皆さんからはそうした件数が増えていると聞いております。

もう一つは、保育所が地域の子育て支援施設になってほしいということです。地域の共働きの家庭やひとり親のお父さん、お母さんを支え、家庭の経済や心も支える子供の世話、保育を行うことで、家庭の不安を減らすことができます。

ネウボラという言葉が今、聞かれるようになりましたが、北欧のネウボラは保健師などが妊娠期から就学までの間、家庭の相談にずっと乗るものなのです。日本でも、例えば、保育園長とか保育ソーシャルワーカーさんが、家庭の相談、支援に乘れないものか

というお話を聞きました。

保育所では預かる児童の毎日の生活を見ています。朝御飯を食べたのかな、着るものはどうなのかなと。都庁OBの方からは、学校での朝食提供の御意見を聞きまして、保育所での登録制での朝食サービスの実施も考えていいのかなと考えました。不安定な状況にある家庭から、働いていない家庭も含めて、子供を預かれるとよいと思います。

都内区市の公立保育所では、特別な配慮が必要な子供の支援として、児童虐待の発生予防の観点からも支援が必要なお子さんを緊急保育、緊急一時保育で預かることがあると聞きました。ある区では、平成29年度、出産、傷病、看護、葬祭、その他の理由で公立保育園が236件の緊急保育を行ったと聞いております。今後、その区においては、公立保育所が課題を抱える子育て家庭を早期に発見して、適切な支援につなぐよう、専門性や対応力を高める。また、関係機関と協働・連携しながら子育て支援を実施していく、そうした保育所のあり方を定めたと聞きました。こうした取り組みが広がるとよいと考えます。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

それでは、時間も来ておりますので、吉田委員、手短にお願いします。

○吉田（大）委員 吉田です。

短く3点、述べさせていただきます。

まず、企業主導型保育事業についてですが、やはり事業として内閣府に事業の届けを出すという性格上、いかにその市町村が把握しているか、もちろん数字としては当然上がってくると思うのですが、ただ、計画として立ち上げる中で、果たしてその数字をさらっと入れていいものかどうかというのは、非常に悩むところであります。そこは、内数としてそのうち企業主導型保育事業としてこれだけあるというのは明確にしておく必要はあるのかなと思いました。設置した後、地域の保育事業との連携というものが不可欠かなと思っております。

もう一点が、資料5の都内の保育サービスの状況の中で、市区町村の数字が出ておりますが、待機児童と就学前児童の人口を単純に割ったところ、一番パーセンテージが多かったのは、国分寺市の2.04ということになります。

ただ単純に人の数として多いのは当然、世田谷区になってしまいますが、状況としてもっと詳しく見ていくには、例えば、これは単純に数字を出しただけですが、もうちょっと年齢別にこの年齢層が多いということ把握したりだとか、情報を精査することによって、ちゃんとフォローできる体制もできてくると思いますので、そうした分析をもっと強化していくべきかなと思いました。

あと、もう一点が、篠原委員から指摘されたことですが、資料6-2の「地域における保育力のアップ推進事業」ということで、篠原委員が指摘されたことに加えて、地域との関係ということ言えば、例えば自治会だとか小学校のPTAというところとも連

携していくと、さらにそこは高まっていくのではないかと思った次第です。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

それでは、時間が延長になってしまうのですけれども、本当に手短にお願いいたします。

○田中委員 初めて参加させていただいたので、一言だけお願いいたします。

私は東京都認証保育所を3軒運営しております。認証保育所は大変遅くまで子供たちがおりますので、そこを卒園した子供たちは一般の学童保育では間に合わないということで、急遽、3つの保育園の間とところに学童保育をつくりました。学童保育ですので、午前中のあいているところを地域の母子の保育園の給食を食べるカフェとして子育て相談や小学校へのつながりのある環境づくりをしています。

私は50年前に公立の保育士になりましたけれども、そのときから幼保一元化という言葉がずっとあって、やっとここに来て、何かいろいろなことが動き出してきたのだなという思いしております。その中で、子供みんなと一緒に考えていこうというときに、この地域における保育力推進事業の中に園長会が株式会社立であっても公立であっても、みんな一緒になって園長がその土地の子供たちのことを考えるということが開催できるようになって、認可、認証、認可外というふうに分けられないようにということがここに書かれているということで、まず、1つ、私はこれがとてもありがたい入り口だなと思っております。各園が、そこにいる子供たちがどんなところに預けられていても同じ子供だということ。

そして、今日は東京都の子供・子育て会議に参加させていただいて、真ん中に子供のことを考えた質の高い保育ということを皆さんが活発に議論なさっていることを大変うれしく思っております。乳幼児の学習と小学校の学力は同じではないというお話も本当にありがたく伺わせていただきました。ありがとうございます。

○柏女会長 ありがとうございます。

それでは、いただいた御質問を中心に事務局のほうから一括して回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 保育支援課長の木村です。

いくつか御意見をいただいた中で、食費の関係なのですけれども、都としての考えとしては、保育所等の食費にかかる経費については、区部においては、財政調整交付金の算定基礎額に含まれているということと、市町村部においては子育て推進交付金の基本分にそれぞれ含まれているところがございます。また、区市町村はこれらの仕組みに基づきまして、都から交付された資金について、地域の実情に応じて使い道を決めるものとなっております。

したがって、保育所等の食費及び副食費の食材料費に対する補助については、区市町村が地域の実情に応じて対応するものと考えてございます。土橋オブザーバー、齊藤委

員、城所委員、松原（俊）委員から御意見をいただきました。今のところ、こういった考えでいるところでございます。

次に、保育士不足について、城所委員から御意見いただきました。施策の強化をするというところで我々もそのような心づもりで実施していきたいと思っております。また、分野の効率化についての御意見をいただいたところでございます。こうしたことも重要だと考えてございます。こうした視点でICTの導入はなかなか難しいところもございしますが、そういったところの支援もしっかりしていきたいと考えてございます。

続きまして、矢島委員から待機児童の関係、数字のところで、例えば港区や杉並区、福生市の状況はどうかという御質問があったところでございます。杉並区につきましては、認可の保育所をかなり積極的に整備していきまして、例えば平成29年に17カ所、平成30年に23カ所、平成31年に21カ所、1,500人ぐらいの定員を増やしてきています。また、利用調整、地域のマッチング等を実施することで待機児童をゼロにしていきたいのかなというところでございます。港区につきましても、同様に認可、また、区独自の保育室の整備等を行って待機児童の解消を進めてきたのかなというところでございます。

一方で、福生市につきましては、認可保育所の整備はここ数年実施してございません。ただ、児童人口が減っている中で、今ある保育所14カ所、1,357定員の中でうまく回しているのかなという状況でございます。今後もどのように待機児童の対応をしていくのかというところなのですけれども、今、認可保育所の整備がかなり進んできている中で、区市町村ごとに地域ごとの課題が出てきていると考えてございます。それも区市町村単位ではなくて、例えば、中学校単位でこの地域にマンションが建ったとか流入人口が多いとか、そういう細かいメッシュの中でどこにどういう世帯が流入してきて待機が発生するのか。そういったところを見きわめながら、今後整備していくところになってございます。

ですので、東京都としては、多様なメニューを用意して、いろいろな区市町村の保育サービスの拡充に向けた取り組みについて支援していくことが必要なかと考えてございます。

それ以外で、河邊委員から、先ほど潜在保育士のガイドブックの配布というところで、御質問を受けたのですが、こちらにつきましては、ホームページ等で公開するなど、広く皆さんに知っていただくような取り組みを実施しているところでございます。

篠原委員、吉田委員、田中委員から保育力アップ推進事業について御意見をいただいたところでございます。先ほど説明した認証、認可それぞれ組み合わせるといふところなのですけれども、あれは最低限の補助要件でございまして、例えば小学校だったり、地域のPTAだったり、そういったところと連携して会を開くことも当然補助の対象になってきますので、ぜひそういった取り組みも進めていただければと思っております。

また、川上委員から看護師の配置等、御意見をいただいたところでございます。我々、サービス推進加算の中で、ゼロ歳児を保育する場合に一定の費用を加算して出すという取り組みを実施してございまして、その中で保健師、正看護師、助産師が対象で、費用を出しているところでございます。その中で、ゼロ歳児の発育や健康状態、家庭の食生活等十分理解し、対応できる方という要件をつけてございまして、こういった取り組みをさらにもう少し園の全体の中でというところでございますので、そういった御意見も踏まえまして、今後我々も考えていきたいと思っております。

さらに、福元委員から障害者保育に対する支援、サービス推進加算の中でどのくらい費用が出ているのかというところなのではございますけれども、今、手持ちの中では内訳までは分からないのですが、1人当たり4万5000円、特別事業扶養手当を受けている方に対しては出すということと、知的障害児の場合は3万8000円、身体障害児の場合は3万1000円という加算を出して、保育所のほうで対応していただくことを推し進めているところでございます。こういったところを実施してございます。

また、今日、医療的ケア児のモデル事業の内容をお示ししたのですけれども、これ以外に、医療的ケア児に対する支援として、東京都が別途ほかに事業を実施してございまして、保育所に看護師さんを配置した場合に、1カ所540万円の支援をするというものを実施してございます。恐らく八王子市さんはこちらのほうを実施しているのかなと思っております。ぜひこういったものを活用していただければと思っております。

あと、吉田委員から、ゆとりを持った保育等々の御意見をいただきました。こちらも参考にさせていただきたいと思っております。

私のほうからお答えすることは以上でございます。

○多田福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長 続きまして、認証・認可外保育施設担当課長の多田からお答えさせていただきます。

土橋オブザーバー及び吉田委員からありました企業主導型の件です。企業主導型保育事業につきましては、昨年度、さまざまな問題が表面化しまして、国において、検討会を設置し、対策の方向性が示されているところです。内容といたしましては、助成対象の要件を向上させる、高めることですか、自治体との連携を強化していくというところです。東京都といたしましては、そうした国の動向を踏まえまして、国、区市町村と連携しながら対応していきたいと思っております。

さらに、東京都ですけれども、企業主導型を含む認可外保育施設につきましては、立入調査、また、巡回指導というものを行っております。その中で各施設全ての施設の状況を把握し、必要に応じて指導を行っているところです。また、認可外保育施設に対する第三者評価という制度を設けてございまして、補助もしております。こうした取り組みを通じまして、企業主導型を含む認可外保育施設の確保、向上には取り組んでいきたいと思っております。

また、松原（俊）委員から御質問がありました認証保育所制度についてです。認証保育所ですけれども、近年施設数が減っております。その施設数が減っている要因といたしましては、毎年度30前後の施設が認可保育所ですとか小規模保育事業、認定こども園に移行しているという状況の結果、認証保育所は減少しています。

そうした状況におきまして、認証保育所制度についての東京都の考え方になりますけれども、東京都としては、認証保育所制度というものは、保育サービスの重要な柱の一つと考えております。区市町村におきましては、認可保育所、認証保育所、また、認定こども園とさまざまな保育サービスを組み合わせて整備するものと考えておりまして、都としてはそうした区市町村を引き続き力強く支援していきたいと考えております。

私のほうからの回答は以上となります。

○毛利教育庁指導部主任指導主事 教育庁指導部主任指導主事の毛利と申します。私から就学前教育と小学校教育との接続について、話をさせていただきたいと思っております。

東京都教育委員会では、昨年度、学識の先生3名に入らせていただきまして、教育課程の研究・開発委員会を設置し、議論をしてまいりました。そして3月になりますが、教育委員会の定例会で提言を報告させていただきました。その際、新聞報道等で御心配された方もいらっしゃるかと思うのですが、こちらの取り組みは早期教育を目指しているものでは全くございません。今年度ですが、都内の1地区をモデル地区として指定をしております。その地区においては1校1園をモデル校、モデル園としておりまして、文部科学省の研究開発学校に申請をしていく予定です。それが通りましたら、その後、研究開発を進めていくわけですが、その取り組みの状況につきましては、今後とも丁寧に報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○野口生活文化局私学部私学行政課長 私学行政課からお答えいたします。

福元委員から資料9の右側にも記載のある特別支援教育への取り組みについてお尋ねいただきました。まず、この資料9にある特別支援教育については、私立幼稚園における障害児教育の振興発展と、就園の促進を図るために障害児が在園する私立幼稚園または幼保連携型認定こども園を設置する運営者に対して、その経費の一部を補助するという内容のものでございます。在園する障害児の数に応じて補助をするという仕組みになっております。

私どもが基本的に、継続的に用意しているメニューとしてはこの補助メニューになりますけれども、そのほかに私立幼稚園教育研修会と共催で研修会の実施を例年しておりまして、時期によっては特別支援教育についてのメニューが盛り込まれることがございますけれども、基本的には、こちらの資料に記載の補助金を通じて支援をするというふうにしております。

以上でございます。

○柏女会長 これで御回答はよろしいでしょうか。

では、御質問をされた方で、今、わかる範囲での御回答をいただいたわけですが、それについて何か御意見はございますか。

よろしければ、今日の議論をこれで終了にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今日の本場に多様な御意見を頂戴できたことを心より感謝申し上げたいと思います。事務局のほうで今日いただいた御意見を計画づくりに活かしていただければ幸いに思います。

最後に、事務局から連絡があればお願いをしたいと思います。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 最後、資料10を簡単に御説明させていただきたいと思います。資料10をお手元に御準備をお願いいたします。

次回ですけれども、部会の④としまして、10月2日水曜日の午後3時から開催をさせていただく予定でございます。次回の検討事項なのですけれども、障害児支援ですとか外国につながる児童への支援、子育てしやすい環境の整備、人材の確保などありまして、本日、障害児支援ですとか人材の確保、資質の向上につきましては、合わせて意見をいただいておりますので、この御意見も踏まえまして、次回、資料作成ですとか御説明の内容などを検討させていただければと思います。

委員の皆様から提出資料がある場合には、事前に事務局までお送りいただけたらと思います。期日などについては、また別途、御連絡をさせていただきます。

本日の配付資料ですけれども、お持ち帰りいただいても構いませんが、机の上に置いたままにさせていただければ、後日郵送させていただきます。なお、資料集のパイプファイル及び計画の冊子につきましては、このまま置いたままお帰りいただくようお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○柏女会長 ありがとうございます。

ちょっと時間を5分ほどオーバーしてしまって申し訳なかったのですが、今日の会議をこれで終了したいと思います。

皆様、お疲れさまでした。暑いので道中お気をつけてお帰りください。

午後4時06分

閉 会